

令和7年第1回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月25日（火）	
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1	
開 会	令和7年3月25日（火）午後2時30分	
閉 会	令和7年3月25日（火）午後3時53分	
出 席 議 員	1 番 川 嶋 恵 美 2 番 白 井 えり子 3 番 武 田 治 敏 4 番 田 中 とおる 5 番 水 谷 正 邦 6 番 増 岡 義 弘 7 番 塚 本 直 樹 8 番 水 野 隆 市 9 番 加 藤 啓 二 10 番 門 原 武 志 11 番 石 原 えりか 12 番 高 橋 道 則	
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 石 橋 直 季 副 管 理 者 近 藤 裕 貴	
	事 務 局 長 池 野 雅 樹 会計管理者兼次長 福 島 勝 之 次長兼施設課長 都 築 英 調整監兼総務課長 水 野 寿 人 調整監兼業務課長 小 林 克 人 総務課付課長 岸 利 克 総 務 課 主 幹 加 藤 雅 英 業 務 課 主 幹 田 中 正 道 施 設 課 主 幹 福 永 雄 介	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 福 島 勝 之 議会事務部局書記 加 藤 健 祐 議会事務部局書記 加 藤 雅 英	
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課課長補佐 近 藤 伸 治 みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明 東郷町環境課長 本 田 武 文	
会 議 録 署 名 議 員	2 番 白 井 えり子 3 番 武 田 治 敏	

令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和7年3月25日（火）

午後2時30分開議

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第2号 尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 令和7年度尾三衛生組合一般会計予算
- 日程第12 議案第7号 監査委員の選任について
- 日程第13 議員提出議案第1号 尾三衛生組合議会個人情報保護条例の一部改正について

令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会
議事の経過

(開会 午後2時30分)

加藤(雅)書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

皆様、こんにちは。
令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。
本定例会に提案されておりますのは、管理者提出議案7件と議員提出議案1件の、合わせて8件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます。
管理者招集挨拶、小山管理者。

小山管理者

皆さん、こんにちは。
令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。
さて、本日の定例会に上程いたします議案は、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」をはじめ7議案でございます。
慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。
これより本日の日程に入ります。
日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員長、白井えり子議員。

白井委員長

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告申し上げます。

本定例会の運営につきましては、3月7日午後2時45分及び本日午後1時半より委員会を開催いたしました。

3月7日の協議結果についてご報告申し上げます。

本定例会の会期は、本日1日とすることにしました。

また、会議録署名者は、議長から指名することといたします。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」をはじめ7議案、及び議員提出議案として「尾三衛生組合議会個人情報保護条例の一部改正について」の1議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきまして、3名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

質問方法は一問一答方式とし、質問時間は、同一議員につき15分以内、関連質問は認めないものとしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いにつきましては、質疑方法は一問一答方式とし、質疑時間は同一の議員について、1議案につき15分以内とすることとし、関連質疑は認めないものとしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、2番白井えり子議員、3番武田治敏議員を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第4、諸般の報告を議題とします。

報告事項が2点あります。

	1 点目、監査委員より、例月出納検査につきまして、令和 6 年 9 月分から令和 7 年 2 月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。 また、令和 6 年 1 1 月に実施した定期監査においても、歳入歳出状況及び収納に関する事務処理状況、並びに財産管理状況等に問題ないと報告をいただいております。 2 点目、令和 6 年 1 0 月 2 9 日・3 0 日に、静岡県内及び長野県内施設への議員派遣を実施いたしました。 以上で、諸般の報告を終わります。 日程第 5、一般質問を行います。 通告により発言を許します。 1 1 番、石原えりか議員。
石原議員	1 1 番、石原えりか。 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問を始めさせていただきます。 一般市民・町民による尾三衛生組合施設の利用状況についてということで、以下 7 点の項目を質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 1、尾三衛生組合ごみ処理施設への住民のごみの直接搬入件数をお伺いいたします。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	事務局長、池野。 過去 3 年間の搬入台数でお答えさせていただきます。 令和 3 年度の総搬入台数が 8 万 7 0 5 台で、そのうち、住民の方の直接自己搬入台数は 4 万 3, 6 1 4 台。令和 4 年度の総搬入台数が 7 万 9, 8 5 8 台で、そのうち、住民の方の直接搬入台数は 4 万 1, 8 7 3 台。令和 5 年度の総搬入台数が 7 万 7, 7 4 5 台で、そのうち、住民の方の直接搬入台数は 4 万 3 5 4 台でございます。 なお、令和 7 年 2 月末時点における令和 6 年度の総搬入台数は 7 万 2, 7 3 6 台で、そのうち、住民の方の直接搬入台数は 3 万 8, 3 2 3 台でございます。 以上です。
加藤議長	1 1 番、石原えりか議員。
石原議員	今お伺いした数字によりますと、おおよそ総搬入台数の約半数の件数が住民

の方からの直接の搬入ということで、私近くに住んでいますのでいろいろ聞きますけれども、毎年混雑する時期があるということですが、その時期がいつなのか、また、混雑時に発生する問題等はあるのか、お伺いいたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

ゴールデンウィークや年末年始の長期連休の時期には、搬入車両が混雑することがございます。

混雑時の問題といたしましては、場内で渋滞が発生することがあるため、受付からごみ搬入使用料の精算まで時間を要することがございます。そのような場合、混雑の状況によっては、組合職員または委託業者で交通整理等を行うことがございます。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

場内で渋滞が発生するというので、隣接の道路が非常に狭いので、そのあたりを整備していかないと、また近隣からも苦情が入るのではないかなと思うのですが、現在はどうのような対策をされているのでしょうか、お伺いいたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

長期連休の前に組合ホームページ及び計量棟にてチラシを配布し、混雑が予想される旨の周知、並びに分散搬入や組合市町の計画収集等を利用してもらうよう周知しております。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

チラシを配布されているということですが、日頃からこちらを利用されている方は、そのチラシを受け取って混雑する時期が分かるのかなとは思いますが、なかなかここを頻繁に利用するという方もおられないという中で、組合市町の広報を利用して周知をするという方法は効果があるのではないかなと考えるのですが、近年、組合の市町はLINEを利用して広報を導入しているので、LINEを利用したより効果的な対策をしてみたいかと思いますが。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

組合市町とも連携し、広報誌等を利用した周知につきまして、より効果的な対策などを相談してまいります。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

そうですね。まずは広報誌ですね。3市町ちょっと拝見させていただきましたけれども、東郷町だけは小さく「年末年始混みますので」ということの表記がありましたけれども、改めてそういった広報誌等をしっかりと活用していただいて、そして住民の方に周知をお願いしたいと思います。

続いてまいります。

2、尾三衛生組合ごみ処理施設への見学者数をお伺いいたします。また、予約制なのか、そして随時受け付けているのか、お伺いいたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学生の社会科見学など団体見学の受入れを中止しており、少人数であります個人の見学についてのみ対応しておりましたので、令和5年度の見学者数をお答えさせていただきます。

令和5年度の見学者数は、小学生の社会科見学を含め1,414名でございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の見学者数は1,699名でございます。

また、見学の受付方法につきましては、事前に電話等により申込みをいただいておりますが、当日の見学申込みにつきましても、対応が可能であればお受けしております。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

コロナ以降、コロナが終息するにあたって、見学の数も少しずつ上昇しているということで、また、柔軟に見学の受入れもしてくださっているとのことですので、また引き続きよろしくお伺いいたします。

3、エコサイクルプラザ棟のリサイクルコーナーの来館者数の推移をお伺いいたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

過去3年間のリサイクル品展示室への来館者数でお答えさせていただきます。

令和3年度の来館者数は5,210名、令和4年度の来館者数は5,478名、令和5年度の来館者は6,732名でございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の来館者数は6,615名でございます。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

年々多くの方がリサイクルコーナーに来てくださっているということで、続いての質問です。

4、エコサイクルプラザ棟のリサイクルコーナーの売上げの推移をお伺いたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

過去3年間のリサイクルコーナーにおける再生品販売料をお答えさせていただきます。

令和3年度の再生品販売料は174万5,610円、令和4年度の再生品販売料は186万2,500円、令和5年度の再生品販売料は203万4,470円でございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の再生品販売料は221万3,820円でございます。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

こちらですね、数字が年々増えているということですが、整備するのにあたって、シルバー人材センターの方に来ていただいてというところでも予算がかかっておりますので、大体、少し売上げがあるのかなという、収入があるのかなというところですが、ごみになるよりもしっかりとリサイクルをしてというところで、非常に効果があるのではないかなと思います。

5、エコサイクルプラザ棟のリサイクルコーナーに直接、物の持ち込みがあった際の対応をお伺いたします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

エコサイクルプラザ棟で販売をしておりますリサイクル品につきましては、一度廃棄物としてごみ搬入使用料をいただいた物の中から、まだ使えるものを選定し、リサイクル品として展示・販売をしております。

住民の方から直接リサイクル品として販売してほしい旨のご要望があった場合には、当組合のホームページ及び掲示板の不用品交換情報に情報を登録していただきますようご案内をしております。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

私もこれを知らなかったのですが、不用品交換情報といった、ホームページにそういったところがあるということで、近年はこういったリサイクル品を循環するといったアプリとか、そういったお店も増えていますので、なかなか尾三衛生組合でその役割を担い続けるのはどうなのかなというようなこともありますけれども、引き続きそういった周知も続けていただいて、よろしくお願いいたします。

6、エコサイクルプラザ棟お風呂の利用者数の推移をお伺いいたします。地域でのニーズはあるのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年12月の浴室利用を再開するまでは浴室の利用を休止しておりましたので、浴室の利用再開以降の利用者数でお答えさせていただきます。

令和4年度の利用者数は512名、令和5年度の利用者数は4,874名でございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の利用者数は5,294名でございます。

令和4年度の浴室利用の再開以降、利用者の人数制限を行いながらの運営でございましたが、令和5年5月からは通常運営となり、以降、多くの住民の皆様の憩いの場としてご利用いただいております。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員	非常に多くの方が、1日にすると平均で30名ほどですかね、利用されているということで、また、住民の皆様の集いの場、憩いの場ということで、この先、新炉が建設された後どうしていくのかといったような課題がありますけれども、そのあたりもまた踏まえて、組合でしっかり議論をしていければいいかなと思っております。 現在、お風呂のほうがちっと故障中とのことですが、そのあたりの詳細を、もしよろしければ聞かせていただいてもよろしいですか。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	ただいま、先週から換気扇が故障しておりまして、今、部品の取り寄せ中ということで、4月中には復旧する予定でございます。 以上です。
加藤議長	11番、石原えりか議員。
石原議員	ありがとうございます。 今しがたですね、お風呂がやっているといって来られた方がおりまして。周知というんですかね、故障しているよということをもうちっとお知らせしていただけると無駄足にならずに済んだのではないかなということですので、よろしくお願いいたします。 続いて、7、エコサイクルプラザ棟リサイクル教室の実施状況、そして参加人数をお伺いいたします。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	リサイクル教室につきましては、毎年、4月から10月までの間に開催しておりますので、過去3年間及び本年度のリサイクル教室の開催回数と総参加人数で答えをさせていただきます。 令和3年度は、開催回数が9回、総参加人数が73名。令和4年度は、開催回数が12回、総参加人数が131名。令和5年度は、開催回数が13回、総参加人数が163名。令和6年度は、開催回数が14回、総参加人数が136名でございます。 以上です。
加藤議長	11番、石原えりか議員。
石原議員	エコサイクルプラザ棟の1階には、リサイクル教室で作った作品が展示され

ておりますが、非常に夏休み等は人気があるということで、夏休み期間中のリサイクル教室だけでも実施回数を増やしてみてもいいかなと思うのですが、そういったお考えはありますでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

実施回数や内容につきましては、毎年度、講師の方と相談しながら調整しており、今後も講師の方と相談しながら調整し、検討してまいります。

なお、本年度は、令和5年度に申し込みが多かった教室につきまして、回数を1回増やして開催しております。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

既に申し込みが多かった教室については回数を増やして開催してくださっているということですので、また来年度もそういった検討をしていただいて、より多くの方々にリサイクル教室に参加していただけるようお願いいたします。

また、リサイクル教室だけではなくて、例えばエコサイクルプラザ棟の取組はとてもすてきな取組が多いですので、親子でプラザ棟の見学ツアーを実施して、組合施設に関心を持ってもらうといった取組をしてみてもいいかなと思います。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

新たな施設が稼働した際には、多くの方に関心を持ってもらえるような取組を検討してまいります。

以上です。

加藤議長

11番、石原えりか議員。

石原議員

新たな施設が稼働した際にはということですので、今、魅力的なごみ処理施設の見学、そういった施設が増えていますので、こちらの尾三衛生組合の施設も、より多くの市民・町民に来ていただけるような魅力のあるものに、9年後、10年後ですかね、に向けてしっかり考えていきたいなと思っております。

エコサイクルプラザ棟のリサイクルコーナーは、ほかにはない、ほかのところにはない、とても重要な、魅力のある取組だと思いますので、この先もぜひ、いろいろな課題等はあると思いますが、しっかり進めていきたいなと思っ

ております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

加藤議長

これにて、11番、石原えりか議員の一般質問を終わります。

次に、1番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

1番、川嶋恵美。

通告に従い一般質問させていただきます。

いよいよ新炉建設に向けて具体的に動いてまいりました。新炉建設計画は地域住民の生活環境に大きな影響を与える重要なプロジェクトであり、その計画策定に関わる委員の選定方法については、透明性と公正性が求められます。地域住民の信頼を得るためにも、選定基準やプロセスについて明確にすることが必要だと思いますので、確認をしていきたいと思います。

廃棄物処理施設整備検討審議会委員の選定基準は何か、具体的な要件や資格をお教えください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

廃棄物処理施設整備検討審議会委員の選定基準に、具体的な要件や資格は特にございませんが、学識経験者3名、住民代表4名、組合市町職員3名の、合計10名を想定しております。

以上です。

加藤議長

1番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

選定基準に具体的な要件や資格は特にないのことですが、では、委員の選定プロセスはどのように行われるのか。具体的な手順や関与する機関について詳しくご説明ください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

学識経験者は、他の事例での委員実績や、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務を委託契約するコンサルタント会社及び組合市町と相談し、選定してまいります。

住民代表4名は組合市町に依頼し、廃棄物処理施設整備基本構想の住民説明会を実施いたしました、隣接地区であります日進市米野木区、みよし市福谷区、

みよし市黒笹区、東郷町諸輪区の4地区から代表者を推薦していただく予定でございます。

以上です。

加藤議長

1番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

住民代表については理解しました。

それでは、焼却方法については、ストーカ式や溶融式などがありますが、それぞれのメリット、デメリットと、本組合の環境から炉の方式を公平に決められなければいけません、学識経験者の方の考え方によって焼却炉の方式が決まると言ってしまうのではないかと思います。

学識経験者は他事例での実績等から選ばれるのご答弁でしたが、学識経験者を3名とした理由は何でしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

他の事例では、審議会の委員数が全体として10名程度で構成されておりますことを参考にし、当組合では、組合市町や住民代表の意見を取り入れるため、学識経験者を3名としたものでございます。

以上です。

加藤議長

1番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

それでは、学識経験者とはどのような関係の方を選出されるのでしょうか。

他事例を見てみますと、環境工学の専門家の大学の教授や研究者、公衆衛生や衛生工学の専門家、法律や行政の専門家、廃棄物管理の実務経験者など、いろいろな分野で考えられますが、どこに視点を置くかによって方向性が変わってくるかと思います。コンサルタントと相談するとのご答弁もありましたが、本組合の考えもあれば、教えてください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

現在、具体的にどの専門に携わっている学識経験者を選出するのかについては決定しておりませんが、当組合といたしましては、ストーカ式や溶融式などの処理方式に公平な意見を持つ、環境工学や衛生工学等の大学教授など専門的な学識経験者を選出したいと考えております。

以上です。

加藤議長	1 番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	分かりました。 では、委員の選定はいつ行われるのか、具体的なスケジュールについて教えてください。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	令和 7 年 4 月頃に選定をしていく予定でございます。 以上です。
加藤議長	1 番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	4 月に選定ということで、もうすぐになりますが、今後の新炉建設に向けての大切な人選になると思います。公平、公正な選定になるように、よろしくお願いいたします。 さて、昨年度 3 月定例会で、紙おむつの資源化について質問させていただき、使用済み紙おむつの資源化について、組合市町の多様な課題を解決するプロセスの中で、まずは令和 7 年度、8 年度に予定しております廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計を策定する過程において、学識経験者等を交えた策定委員会を立ち上げ、実現可能な資源化とごみ処理の方法について組合市町と研究していきたいとのご答弁をいただいております。 使用済み紙おむつの資源化に関する取組が検討審議会でどのように反映されるか、具体的な計画や施策について教えてください。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	令和 6 年 1 1 月に、名古屋市名東区にあります一般社団法人 N I P P O N 紙おむつリサイクル推進協会へ情報収集をしたところでございますが、新可燃ごみ処理施設の施設規模を設定する際に、検討審議会で使用済み紙おむつの資源化につきましても検討してまいります。 以上です。
加藤議長	1 番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	情報収集してくださったとのこと、ありがとうございます。 では、本組合において使用済み紙おむつの資源化をするとした場合、どんな課題が考えられますか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

仮に使用済み紙おむつの資源化をするとした場合、一番大きな課題としましては、その際、主流となる資源化方法であります水処理を伴う設備の整備を行うには、下水道管等への接続が必要になることとございます。下水道管等の接続につきましては、東郷町に確認したところ、組合が位置する調整区域には管の布設はしない方針と伺っております。

そのほかにも、資源化に係る組合市町の収集に係る経費などが課題として考えられます。

以上です。

加藤議長

1 番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

課題は、資源化に経費がかかるということと、下水道管が接続できないということですね。ハードルが高いことが分かりました。

では、今、何のために資源化するのかというと、廃棄物の削減。紙おむつは大量の廃棄物を生み出すため、リサイクルすることで埋立処分地への負担を減らします。

そして、資源の有効活用、紙おむつに含まれる素材を分別・再利用することで、新たな製品の原材料として活用できます。

そしてまた、環境保護の観点では、紙おむつの焼却による二酸化炭素の排出を減少させ、温室効果ガスの削減に寄与します。

そして最後に、循環型社会の実現としまして、資源を循環させる仕組みを構築することで未来の世代への持続可能な環境を残します。

このように考えられるように、必要になってくる取組の1つだと思います。本組合ではどのように処理、活用ができるかを検討課題として今後とも考えていきたいと思っています。

新炉建設にあたり、本組合にとって一番よい方法となるよう、紙おむつの資源化をはじめ、あらゆる可能性を最大限に生かしていけるように最善の対策をお願いし、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを推進し、循環型社会の形成の一翼を担っていただきたいとお願い申し上げまして、質問を終わります。

加藤議長

これにて、1 番、川嶋恵美議員の一般質問を終わります。

次に、2 番、白井えり子議員。

白井議員

2 番、白井えり子。

通告に従い一般質問を行います。

1 項目め、紙おむつのリサイクルについてです。

ごみ減量、リサイクルについては、国を挙げて、各自治体も取り組んでいるところですが、少子高齢化の社会情勢の中で、使用済み紙おむつのリサイクルについては喫緊の課題となっています。

既に紙おむつメーカーでも、少子化に向けて子供用紙おむつは生産量を減らし、高齢者用紙おむつを増やす方向性を示しています。

環境省の調査でも、一般廃棄物に占める使用済み紙おむつの割合は、2020年度家庭系160万トン、事業系65万トン、合計225万トンで、その占める割合は約5.4%です。これが10年後の2030年度はさらに排出量が多くなり、家庭系が173万トン、事業系88万トン、合計約261万トン、全体の約7.1%と推計されています。

さらに、素材としては、上質パルプが52%、樹脂が28%、高分子吸収材20%であり、再生利用が可能な素材となっています。

紙おむつの減量とリサイクルは目の前の課題であります。しかしながら、自治体の約35%は環境省のガイドラインを認知されていない現実もあります。環境省としても、2030年度までに使用済み紙おむつ再生利用検討自治体を100自治体に増やしたいと、これを目標にされています。

日本国内では、既に松戸市や福岡県大木町、そのほか多くの市町が取り組んでおられ、また、東京都町田市でもただいま検討中と聞いています。

もちろんリサイクル、特に紙おむつから再生紙おむつへの水平リサイクルは、コストの問題、再生技術、分別、回収方法、再生品の販路確保の課題もまだ多くありますが、この尾三衛生組合が新炉を建て替えるというこのチャンスを生かして、10年、20年先を見据えた検討が必要と考え、具体的にお聞きします。

では、1点目です。使用済み紙おむつの資源化についてはどのように対応されるか、お考えをお聞かせください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

使用済み紙おむつの資源化につきましては、ごみ処理施設の更新において、次年度から実施予定の廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務の中で検討してまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

意見で申し上げますが、検討という言葉が先ほど川嶋議員の質問にも、前向

きに検討、検討という言葉が出ていますので、姿勢としては、その方向でいろいろ研究をされているというふうに受け取りました。

令和6年3月に作成された廃棄物処理施設整備基本構想、この構想がもう既にこの新炉についてできていますけれども、これを見ましても、特にこの紙おむつのリサイクル等については触れられる部分がありません。7章4節の環境啓発の部分に数行の記述はありますが、こういった、特に具体的な文言というものは一切ありません。

構想に載らないと、基本計画の中で検討がされないことも多々ありますので、ぜひ基本計画ではご検討いただけると、この答弁にその姿勢を私は確信をし、ぜひ基本計画の中では紙おむつのリサイクルについての検討を具体的によりしくお願いいたします。

次に、2点目ですが、新炉建設に向け組み込むことはできないかについてです。

使用済みの紙おむつは重量が4倍になり、焼却する場合は燃えにくく、大量の燃料が必要ですが、燃え始めると急激に温度が上昇し、焼却炉を傷める原因になると言われています。

既に各自治体の保育園でも紙おむつの回収が始まり、高齢者の方や高齢者施設でも、今は紙おむつしか使われません。

そこで、一層新炉建設に使用済み紙おむつのリサイクルを組み込む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

使用済み紙おむつを資源化することは、新可燃ごみ処理施設の施設規模を縮小できる可能性がありますので、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務の中で検討してまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

基本計画の中で検討していくということを今も公的におっしゃいましたので、ぜひですね、どのような方法になるか、あるいは新炉に組み込むのか、跡地利用にするのか、いろいろな方法があるかと思えますけれども、ぜひこの点について具体的に検討を進めていただきたいと思います。本当に前向きなご答弁を聞かせていただいておりますので、少しでも進むようによりしくお願いいたします。

では、3点目ですが、尾三衛生組合で事業化する場合も、3市町の合意がないとできないと考えますが、構成市町とはどのように協議をされているのでし

ようか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

実現可能な使用済み紙おむつの資源化につきましては、今後、構成市町と研究してまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

今後協議をされていくというご答弁でしたが、各市町の、例えば日進市では一般廃棄物処理基本計画、みよし市においては、みよし市ごみ処理基本計画、東郷町におかれましては、一般廃棄物処理基本計画がそれぞれに今作り直す時期に来ていると思いますが、この中にきちんと位置づける必要はないのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

仮に使用済み紙おむつの資源化をすることとなれば、各市町の計画に組み込む必要があると考えております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

ということは、3市町が足並みをそろえて、きちんと自治体の計画の中にもそれを書き込んでいかなければならないというふうに受け取りましたけれども、これについても、今後の3市町と組合の協議の中でこういったことについても前向きに進めていただくようお願いをいたします。

では、次に4点目です。

紙おむつのリサイクルの技術は日々進化しています。既に、早いところではもう20年ほど前にこの技術が使われているところもありますし、既に稼働しているところも、おむつの生産メーカーと組まれたり、紙おむつ処理専用装置開発メーカーと組まれたりしています。

民間事業者とかメーカーなどとの連携がやはり必要なものであると思いますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長	廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務の中で検討する際、全ての組合市町のごみ処理基本計画に位置づけられることが確認できた場合には、民間事業者やメーカーなどとの連携について研究したいと考えております。 以上です。
加藤議長	2 番、白井えり子議員。
白井議員	既にいろんな検索をしますと、こういったメーカーさんと協力して実現しておられるところとか、それから、それ専用の装置を開発されているメーカーさんの情報等が出ておりますので、ぜひ早目にこういった情報収集はしていただきたいと思います。 それでは、民間がこの組合の施設の解体後、この敷地内の跡地を借りて紙おむつリサイクル部分だけの施設建設というのは可能になるのでしょうか。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	既存施設の跡地利用につきましても、様々な利用方法などと併せて検討していくものと捉えております。 以上です。
加藤議長	2 番、白井えり子議員。
白井議員	先ほど、川嶋議員の答弁にも、下水の配置ができないとか、いろいろハードルのことを申されましたけれども、ぜひですね、これから先、10 年、20 年使っていく施設になりますので、そういった点も含めて、建設が可能な状況を作り出していただきたいと思います。 では、次に2 項目めの、リチウムイオン電池の回収についてです。 昨今、リチウムイオン電池の発火事故というものが大変多くなり、いろいろなメディアでも紹介されているところです。 1 点目ですけれども、リチウムイオン電池は、現在の便利な生活の中で、携帯電話、スマホ、ノートパソコン、タブレット、充電式コードレス家電、電動工具、加熱式たばこなど、様々なところで使われております。特にタブレットなどは、今は小学校から全員がこのタブレットを貸与されている時代になっております。そして、使用者の年齢も、お子さんから高齢者まで、本当に気がつかないうちに幅広い世代でいろいろなものに使われている中で、このことをあまり認識されないまま使っておられるという状況もあるかと思えます。そして、その結果、多くの方が使われるので、充電のときの発火事故なども、それが火事になる引き金になったり、そういったことにもなっているという状況が

発生していますが、尾三衛生組合におかれましては、発火事故等はこれまでになかったでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

過去3年間の発火等の件数でお答えをさせていただきます。

全てがリチウムイオン電池からの発火と断定はできませんが、発火等の件数につきましては、令和3年度が1件、令和4年度が1件、令和5年度が4件でございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の発火等の件数は1件でございます。

全て初期消火で鎮火しております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

ありがとうございました。

これは、この尾三衛生組合に入ってから発火事故ですので、各市町で調査をすれば、また各市町でもたくさんのそういった事故もあるかもしれません。

では、次に、回収実績ですね。これはいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

過去3年間の回収実績でお答えさせていただきます。

回収実績は、令和3年度は318キロ、令和4年度が281キロ、令和5年度が291キロでございます。

なお、令和7年2月末時点における令和6年度の回収実績は345キロでございます。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

やはり最近になって大変回収量が増えてきている実態が分かりました。

特に捨て方ですね。捨て方とか捨てる場所がよく分からないというご意見を多々お聞きします。

普通の電池と同じように電池回収場所に集めているというところが多いかと思いますが、この尾三衛生組合では、ホームページで非常に詳しくお知らせをされていますけれども、残念ながら、高齢者の皆さんとか、ここのホームペ

ージをわざわざ見にアクセスしてくる人というのは、もう既に意識が非常に高い方ですので、それなりの情報はほかでも取っておられると思います。

特に高齢者の皆さんは、いろいろ使った電池等をどこに捨てていいかわからないということとか、最近では、分別が非常にたくさんになって、そういったものも全て不燃ごみで捨てるという状態がなくなってきました。

そういった中で、捨てる場所というか出す場所がわからないということで、とりあえず可燃袋に入れて出してしまう、わからないから可燃物の中に入れて捨ててしまうということをお聞きすることがあります。

こういった中で、リチウムイオン電池は衝撃を与えなければ発火することはないというふうに聞いていますけれども、こうした情報がうまく末端まで届いていないということが一番大きなことだと思いますので、構成市町と連携されて、PRなどもっと分かりやすくする必要がありますと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

周知につきましては、構成市町とも連携し、各市町のごみの出し方パンフレットやホームページへの記載を通じて、リチウムイオン電池が一般ごみに混入しないよう周知を図っております。

また、当組合におきましても、ホームページや市町広報誌に掲載することで住民への注意喚起を行っております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

これは、本当に今までの乾電池とちょっと違う状況がありますし、これがもとで火災につながるということも多々ありますので、ぜひこれは、各3市町と協力して、分かりやすいPRの仕方をご研究いただきたいと思います。

では、次に3項めです。

新炉の整備スケジュールにおける令和7年度の整備内容についてですが、1点目、令和7年度の新炉整備の取組につきましては、どのような内容となりますでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

令和7年度の取組といたしましては、5つの事業を予定しております。

まず1つ目といたしまして、令和7年度・8年度の2年間で実施してまいります廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務でございます。この業務の中で、

新施設の基本的な条件を決定してまいります基本計画と基本設計、及び民間活力の導入を検討してまいりますPFI等導入可能性調査業務、さらには建設予定地の土壌汚染の可能性について調査を行う地歴調査業務を実施いたします。

次に、2つ目といたしまして、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、環境への影響について事前に調査、予測評価をするため、令和7年度から11年度までかけて実施してまいります環境影響評価業務。

3つ目といたしまして、建設予定地の地形を把握するための測量調査業務。

4つ目といたしまして、建設予定地の地質を把握するための地質調査業務。

最後に、5つ目といたしまして、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務の中で実施いたします地歴調査業務において、土壌汚染のおそれがあると判断された場合には、調査方針に基づき土壌試料の採取等を行い、土壌汚染の状況を把握するための表層調査業務。

以上の5事業を予定しております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

建設に入っていく前段階の、非常に重要な基礎調査のところだと思いますので、ぜひ、後戻りするようなことがないように、丁寧にその調査のほうを進めていただくようにお願いします。

では、質問のほうですが、この新施設には発電設備を設けると聞いていますが、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託の中で、電力の活用方法として、既設の新電力会社や新たに自治体新電力を設立するようなことは検討していかれるのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

次年度に実施します、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務の中で具体的に検討していく内容ではございませんが、今後、既設の新電力及び新たな自治体新電力の活用を含めて、組合市町と協議していくものと考えております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

この建て替えというのは20年、30年に1回のチャンスしかありませんので、電力についても、ぜひ新しい方法で皆さんと協議をしていただきたいと思います。

では、2点目ですが、利用者である住民の意見、提案はどのように聞かれる

のでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

住民の意見や提案を聴取する方法といたしましては、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務において、廃棄物処理施設整備検討審議会を立ち上げ計画を策定してまいります。その審議会委員を選定する際には、構成委員として住民代表4名を想定しておりますので、審議会の中でご意見等を伺ってまいります。

また、令和8年度の予定になりますが、基本計画等のパブリックコメントの実施を予定しておりますので、その際にも住民のご意見等を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

ありがとうございます。

ぜひですね、住民の方が使う、長きにわたって使う施設ですので、公募がないわけですから、パブコメとか、それから住民代表の皆さんの意見を丁寧に聞いて、少しでも多くの皆さんの意見が反映されるようにお願いしたいと思います。

最後に、意見ですけれども、特に今日も議員2名から紙おむつのリサイクルの提案がありました。非常にハードルは高いとは思いますが、ぜひ何らかの形で取り組んでいただきたいと思います。

つまり、今度できる新炉は10年、20年先の社会情勢を見極めながら新しい炉を作っていくという状態になります。そしてまた、それを皆さんが見学に来ていただくときに、1つの大きなポイントになるように、ぜひ紙おむつのリサイクルの提案も生きていくようにご努力をお願いしたいと思い、これで質問を終わります。

加藤議長

これにて、2番、白井えり子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第6、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わり、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとなります。

施行期日は、令和7年6月1日からの施行となります。

整備する条例につきましては、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例」、「尾三衛生組合行政不服審査会条例」、「尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例」、「尾三衛生組合個人情報保護法施行条例」となります。

説明は以上となります。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第1号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第1号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号「尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第2号「尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、育児介護休業法等の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項が明らかにされたため、「尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「尾三衛生組合職員の育児休業等に関

する条例」の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、「超過勤務免除の対象となる子の範囲拡大」、「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」を見直すことになります。

尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例については、育児介護休業法等の改正に伴う規定の整理を行うこととなります。

施行期日は、令和7年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第2号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第2号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号「尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第3号「尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、尾三衛生組合廃棄物処理施設整備検討審議会の設置に伴い、委員報酬を定める必要があるため、尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、「非常勤の職員に支給する旅費について、一般職の職員に支給する旅費の例によるよう定めること」、「廃棄物処理施設整備検討審議会委員の報酬額を定めること」となります。

施行期日は、令和7年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第3号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第3号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第4号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例」、「尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、第1条関係では、令和6年12月に支給した期末・勤勉手当の支給割合及び給料表を改めるものになります。

第2条関係では、扶養手当の見直し、令和7年度から支給する6月期及び12月期に支給する期末・勤勉手当の支給割合及び給料表の改正、その他人事院勧告に基づく通勤手当等の規定を整備することとなります。

第3条及び第4条関係では、会計年度任用職員の報酬表を改めるものでございます。

第5条関係は、暫定再任用職員の適用規定を拡大するものになります。

施行期日といたしましては、第1条及び第3条関係の規定については、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとし、第2条、第4条及び第5条関係の規定については、令和7年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第4号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第4号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号「令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第5号「令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,896万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,164万6,000円と定めるものであります。

補正予算書7・8ページをご参照ください。

歳入では、款4財産収入及び款7諸収入を増額し、款5繰入金を減額するものでございます。繰入金は、財政調整基金繰入金を歳出での執行見込みに合わせ、4,470万5,000円を減額するものでございます。

9・10ページをお願いいたします。

歳出では、款2総務費、一般管理費では、給料及び職員手当等を、職員の育児休暇取得に伴う減額。負担金、補助及び交付金及び積立金は、派遣職員給与負担金と廃棄物処理施設整備基金積立金を増額するものでございます。

款3衛生費、塵芥処理管理費では、薬品費と光熱水費を減額するものでございます。薬品費につきましては、入札により当初予算より安く契約できたことなどによる減額、光熱水費は、燃料費調整単価が、当初予算では見込んでいなかった中部電力ミライズ等の補助があったことによる減額となります。

以上を、補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第5号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第5号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号「令和7年度尾三衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第6号「令和7年度尾三衛生組合一般会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,953万4,000円と定めるものであります。6年度から7.5%、金額にして1億5,126万9,000円の増額となっております。

主な内容についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。予算書7ページから10ページまでをご参照ください。

款1分担金及び負担金は、財政調整基金繰入金などが増額したことから、6年度に比べ2,799万3,000円の減額となっております。

款3国庫支出金は、新たな廃棄物処理施設整備に関する循環型社会形成推進交付金になります。塵芥処理管理費で計上しております委託業務5件の合計金額の3分の1を交付金として計上しております。

続いて、歳出の説明に入ります。予算書は11ページからとなります。

款2総務費については、一般管理費、エコサイクル推進事業費及び監査委員費を合わせて6億7,737万1,000円を計上しております。6年度から約1,100万円増額しております。

主な要因といたしましては、委託料では、人件費高騰による増額及び財務会計・人事給与計算システム改修等による増額となり、備品購入費では、公用車1台を購入させていただきたいと考えております。積立金は、廃棄物処理施設

整備基金として毎年4億円ずつ積み立てておりますので、運用利子の増額となっております。

款3衛生費については、塵芥処理管理費と埋立処分地管理費、合わせて13億5,410万2,000円を計上しております。昨年度から約1億4,000万円増額をしております。

主な要因といたしましては、塵芥処理管理費委託料で、新炉建設に係る業務が本格的に始まるための増額となっております。埋立処分地管理費委託料では、焼却灰の埋立て及び資源化業務の処理単価の値上げによるものになります。

以上を、議案第6号「令和7年度尾三衛生組合一般会計予算」の説明とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。
通告により、発言を許します。
2番、白井えり子議員。

白井議員

歳入の7款2項1目資源物売却料減額の理由のところですか。
昨年の予算時と比較しますと、資源物の売却料が473万8,000円ほど減額計上となっております。2024年7月から9月には鉄スクラップの単価が24%下落し、海外の鉄鋼需要が減退した結果、日本の鉄スクラップの輸出が減少したことが要因と一般的には言われていますが、組合の試算はどのようなものでしょうか。

加藤議長

答弁、福永施設課主幹。

福永施設課主幹

施設課主幹、福永。
令和6年夏頃からスクラップ価格が下落し、それ以降、市場の動向が不安定な状態が続いています。現在も価格が安定しておらず、今後も予測困難な状況であることから、来年度の予算計上額を見直し、減額といたしました。
以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

2点目ですが、地域手当減額の理由です。
歳出の2款1項1目職員手当等、地域手当37万6,000円減額の内容ですが、地域手当は県内のばらつきも大きいのですが、愛知県が県内8%と規定されましたが、その後も各地でばらばらなのが現状です。
今回、地域手当減額の内容はどのようなのでしょうか。

加藤議長	答弁、水野総務課長。
水野総務課長	総務課長、水野。 減額内容につきましては、職員退職者1名及び管理監督職上限年齢到達による降任1名による減額となっております。
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	他の組合も調査しましたが、やはりばらばらの規定です。尾三衛生組合の地域手当は予算書では8.5%となっておりますが、算出根拠はいまいちよく分かりませんでした。 では、今回の人事院勧告に基づき、今後引き下げるような見込みはあるのでしょうか。
加藤議長	答弁、水野総務課長。
水野総務課長	今後の改定につきましては、近隣組合の動向を注視し、検討してまいります。
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	3点目ですが、3款1項2目埋立処分地管理費委託料の増額の理由です。 これは、現在、燃料や人工賃などが軒並み値上がりしておりますので、予想はされていますが、委託料が昨年度予算時と比べて465万6,000円ほどの増額になっておりますが、その内容はいかがでしょうか。
加藤議長	答弁、小林業務課長。
小林業務課長	業務課長、小林。 増額につきましては、豊田加茂環境整備公社への焼却灰及び飛灰の処理料が改定されたためであります。 改定内容といたしまして、焼却灰が1トン当たり税込み1万4,300円から1万7,160円となり、2,860円の値上げとなりました。また、飛灰が1トン当たり税込み1万6,500円から1万9,800円となり、3,300円の値上げとなったものであります。 以上です。
加藤議長	2番、白井えり子議員。

白井議員	豊田加茂環境整備公社にいつもお願いしてまして、この増額となったわけですが、それでは、他のところの単価照会等、比較検討はされたのでしょうか。
加藤議長	答弁、小林業務課長。
小林業務課長	灰の処分につきましては、単価照会を行っており、その中から、安全性や経済性など総合的に判断させていただいております。 以上です。
加藤議長	これにて、2番、白井えり子議員の議案質疑を終わります。 次に、10番、門原武志議員。
門原議員	10番、門原武志です。 通告に従いまして質疑いたします。 歳入の建設費分担金についてですけれども、令和6年度予算では建設費分担金が4億433万6,000円でしたが、令和7年度予算案では5億1,151万8,000円に増えているんですけれども、理由を伺います。
加藤議長	答弁、水野総務課長。
水野総務課長	総務課長、水野。 今年度予算は、建設に係る事業費として、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料の433万6,000円を計上しております。令和7年度予算は、新たな事業として、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託料など5つの業務の事業費1億1,151万8,000円を計上していることから、増額となっております。
加藤議長	10番、門原武志議員。
門原議員	先ほどの説明でありましたけれども、国からの交付金の対象になってくる5つの事業ですね。それぞれの事業費とその財源内訳を合わせてご説明ください。
加藤議長	答弁、水野総務課長。
水野総務課長	5つの事業としましては、1、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託として、予算額1,570万8,000円。そのうち、交付金を523万6,

０００円見込んでおります。

２、環境影響評価業務委託として、予算額８０３万円。そのうち、交付金を２６７万７，０００円。

３、基礎調査（測量調査）業務委託として、予算額３７８万４，０００円。そのうち、交付金を１２６万１，０００円。

４、基礎調査（地質調査）業務委託として、予算額１，０４５万円。そのうち、交付金を３４８万３，０００円。

５、基礎調査（表層調査）業務委託として、予算額７，３５４万６，０００円。そのうち、交付金を２，４５１万５，０００円見込んでおります。

財源のうち、交付金以外は一般財源となります。

加藤議長

１０番、門原武志議員。

門原議員

事業の入札の結果、予算を全部使わなくて済む場合、分担金を減らすのか、あるいは基金に積むのか、前にもご説明いただいたかもしれませんが、改めてご説明ください。

加藤議長

答弁、水野総務課長。

水野総務課長

不用額につきましては、廃棄物処理施設整備基金に積立てを考えておりますが、組合市町と協議の上、決定してまいります。

加藤議長

これにて、１０番、門原武志議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第６号の通告による質疑は終わりました。

これより、討論、採決に入ります。

議案第６号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第６号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第７号「監査委員の選任について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

小山管理者。

小山管理者

議案第7号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

監査委員の小嶋正道氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、新たに原田憲秀氏を選任するものでございます。

原田氏の経歴につきましては、別添のとおりでございます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため、必要があるからであります。

以上、提案の説明とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第7号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第7号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第7号については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

日程第13、議員提出議案第1号「尾三衛生組合議会個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番、白井えり子議員。

白井議員

2番、白井えり子。

議員提出議案第1号「尾三衛生組合議会個人情報保護条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正内容といたしましては、第2条及び第12条関係として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条項の整理を行うこと。第53条から第55条関係として、刑法等の一部改正に伴い、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

施行期日は、第2条及び第12条の改正規定は令和7年4月1日から、第53条から第55条までの改正規定は令和7年6月1日から施行するものです。

以上、提案とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶、小山管理者。

小山管理者

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました議案につきまして、全議案可決いただき、誠にありがとうございました。

本日議決をいただきました令和7年度予算の執行にあたりましては、計画的かつ効率的な執行に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、年度末で大変多忙な時期、くれぐれも健康にご留意いただき、一層のご活躍をされますよう祈念申し上げますとともに、今後とも本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

本定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜りまし

加藤(雅)書記

て、重ねてお礼申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第1回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

お疲れさまでした。

(閉会 午後3時53分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年 4 月 24 日

議 長

加 藤 啓 二

署名議員

白 井 利 子

署名議員

武 田 治 敏